

「同意判断は、土砂災害等で孤立する集落への対策がなされた上でとなる」

県安全専門委の意見の取りまとめは、高浜町の同意の前提にはしないとの姿勢



5月28日、「ふるさとを守る高浜・おおいの会」と「避難計画を案ずる関西連絡会」は、高浜町へ申し入れを行いました。地元高浜町から1名、京都・兵庫・大阪から5名が参加。町は、平田防災安全課長は出張のため不在で、田中課長補佐が対応しました。町役場にて約50分間やりとりしました。冒頭、「高浜町民と関西住民の命を脅かさないために高浜原発3・4号の再稼働に同意しないことを求める要請書」^{※1}を提出しました。同時に、高浜原発等の基準地震動評価でも採用されている、入倉・三宅式が過小評価であると批判した島崎前規制委員会委員の学会発表予稿等を資料^{※2}として渡し説明しました。



高浜町の野瀬町長は、4月27日の区長や団体の代表者を対象にした「意見交換会」終了後、報道陣の質問に対し、再稼働同意の判断時期は「5月末から6月頭になる」と答えていました。そのため、5月28日に福井と関西の市民で急ぎょ申し入れをしました。

4月14日の福井地裁の仮処分決定をはじめとして、5月7日の福井県安全専門委員会で厳しい意見が出たこと、島崎氏の学会報告、「意見交換会」で避難計画等への不安が強いことが明らかになったこと等、再稼働同意の判断など出せる状況にはありません。申し入れではこれらのことを伝え、高浜町と関西を含む周辺住民の命を守るため、再稼働に同意しないよう求めました。

申し入れを通じて、このような新しい状況の中で高浜町はどん詰まり状態にあると感じました。

◆高浜原発の安全性については、「規制委員会の審査を通過している」にしがみつき

福井県の安全専門委員会での厳しい議論等については軽視

まず、高浜原発仮処分の決定文を読んでいますかと尋ねると、既に読んでいたとのことでした。内容については「コメントすることはありません」。課で検討、議論したかについては「申し上げることはありません」とかたくなな態度でした。「司法判断を尊重し、同意判断は先延ばしすべきではないですか」と聞くと「当然、司法判断は尊重すべきだと思います」と回答するだけでした。判断の時期については「いつとは決めておらず、現段階では何も分かりません」。

同意の判断基準については「プラントの対策は新基準に適合しているとの結果が出ています。そうすると、避難も含めた住民の安全対策がポイントとなります。この対策が取れているかどうか判断の一つの基準になります」と、安全性については問題がないと判断しているとのことでした。原子力規制委員長が「基準の適合性を審査した。安全だとは言っていない」ことを指摘すると、「町としては安全が第一なので、安全性は国に求めていかなければなりません。内閣府、原子力防災の関係省庁に協力要請をしています」と答えました。しかし、内閣府、原子力防災の関

^{※1} http://www.jca.apc.org/mihama/takahama/takahama_yosei20150528.pdf

^{※2} http://www.jca.apc.org/mihama/takahama/takahama_siryoy20150528.pdf

係省庁が見るのは避難計画であり、安全性の確認はしません。これについては認めましたが、回答に窮すると「国が・・・」と繰り返していました。

仮処分決定で「新規基準は緩やかにすぎ」と指摘されていることについてどうかと聞くと「私たちには分からない」と。5月7日の福井県安全専門委員会で基準地震動が過小評価ではないか等々委員から厳しい意見が出ています。この議論の内容を町として尊重すべきではないかと尋ねると、「県の中で唯一の専門の審査機関であり、当然、知事も専門委員会の意見を判断材料にしているので、町も同じような・・・」と当初は答えていました。しかし、最後には、「県の専門員会は県の機関なので・・・」と、県専門委員会の意見の取りまとめは、県が同意するにあたっての前提にはなるが、高浜町にとってはそうではないとの姿勢でした。県専門委員会の議論も軽んじて、規制委員会の審査を通っていることにしがみついていた。

◆「再稼働同意判断は、土砂災害等で孤立する集落への対策がなされた上でとなる」

5月25日付毎日新聞で報道された、原発30km圏で、土砂災害等で孤立する集落が多数あるという問題については、「内閣府が調査した資料は町には届いていません。資料をもらわなくて



も町として町内の孤立集落の把握はできています」と回答。町内に何か所あるかについては「間違ったらいけないので、数字は今すぐには言えません」とおおよその数も答えませんでした。町民には知らせているのかと聞くと「町民にはハザードマップを配っているので、それを見れば分かります」と。

町民には対策の目途等を知らせているか尋ねると「避難計画に関し、各地区で説明会を行った時に、複合災害が起こった時、孤立した集落はどうなるのかとの質問が出ています。町が全力を投入しても対応は難しい。内閣府が、今年1月より、高浜を含め福井県に、避難計画の充実ということで7名を派遣してきています。派遣されてきている内閣府の担当者を通じ、海路や空路での避難ができるよう関係機関への要請を行っているところ」ということでした。

「土砂災害等で孤立する集落への対策がなされない限り、再稼働同意はしないということですか」と問うと「避難対策は住民にとって一番大切。住民の安全は保証されなければならないので、対策をとるため一生懸命頑張っています・・・」等とし、再稼働同意をするかしないかについては回答しようとしませんでした。

「努力するのは分かりますが、住民の安全を保証しなければならないと言うのであれば、対策がとられるまで再稼働には同意できないはず」等々、何度も問いただすと、ようやく「町としては、ちゃんと対策をとって住民の理解を得られた上での同意となります」と答えました。

◆「意見交換会で出された宿題への対策はこれから」

4月27日の「意見交換会」について町としてどう取りまとめているのかを聞くと「賛成の意見もあり、反対、慎重に対応すべき、足りないこともたくさんあるとの意見もありました。町ができることは町として取り組み、できないことは国、県、関係機関に支援を求めます」と回答。

「出された意見からすれば、再稼働や避難計画について、住民の合意は得られていないという判断ですか」と尋ねると「国、県、町の取り組んでいる避難対策、エネルギー政策について、ある程度、住民の理解は得られたと思っています」などと述べました。

これに対し、「当日は、要援護者の避難等について不安の声がたくさん出ました。これらは解決

できていないのではないですか」と重ねて問うと「対策はこれから。宿題は残っています」と認めました。

参加者は、高浜町の区長宅等を訪問して、「仮処分決定は嬉しかった。私は年だからいいが子や孫のためには再稼働はやめてほしい。デモがあれば一緒に歩きたいくらいです」と話されたこと、また「福井地裁の仮処分決定には『それなりの理由があるんだ』と町民は冷静に受け止めている」等々の町民の声を紹介し、これらの声に耳を傾けるべきだと話しました。課長補佐は、じっと聞いているだけでした。

◆被害をうける京都や関西のことは考慮もせず

高浜原発から30km圏内の人口は福井県より京都府の方が多いにもかかわらず、京都府には再稼働の同意権はありません。「それを承知の上で高浜町が再稼働に同意し、京都府民が被害を受けた場合、高浜町は責任をとってもらえますか」と厳しく問いました。すると「それは京都府が国と話し合ってもらえればよいこと」「高浜町は高浜町の住民を・・・」と、京都府民の安全には関知しないというひどい態度でした。

福島県では30km圏外でも小児甲状腺ガンが確認されています。この事実は、事故が起これば被害は高浜町のみならず、30km圏外にも及ぶことを示しています。琵琶湖が汚染されれば1300万人に影響が及びます。「これらの多数の人々に対し責任は持てますか」と再度尋ねると「それは高浜町が持つことではありません。福島原発事故の実態はそうですが、高浜原発では安全対策を何重にもとっているから、広範囲の住民を事故に巻き込むことにはならないと思います」とあまりにも無責任なことを述べました。

規制委員会は事故が起こらないとは言わず、県専門委員会の意見も踏まえないのであれば、町は何を安全性の判断基準にするのかと問うと「内閣府が・・・」と。内閣府は安全性を確認しないと再度指摘すると「それは総合的に判断して・・・」と、町として安全性をどこで確認するかは結局答えられませんでした。

最後に、仮処分決定、県専門委員会で厳しい意見が出たこと等、状況は大きく変わっているため、これらを見捨てて同意表明をすれば、安全性をどのように確保したのかと、町は厳しく問われることになるかと伝え、このような状況で再稼働に同意しないように訴えました。

2015年6月9日

ふるさとを守る高浜・おおいの会／避難計画を案ずる関西連絡会 参加者一同